福祉サービス第三者評価
受審をお考えの方へ

社会的養護
(乳児院・児童養護・母子)

保育所

障害者・児

高齢者

※２０２０年度から、社会的養護施設の評価機関として認証されました

一般社団法人　愛知県社会福祉士会
福祉・介護サービス情報調査センター

一般社団法人愛知県社会福祉士会

福祉・介護サービス情報調査センターは、2006年7月に評価機関として認証され、
２０２０年度に、社会的養護施設の評価機関として認証されました。

福祉サービス第三者評価事業とは、社会福祉法人等の事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者・利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業です。

当会は、愛知県第三者評価調査者養成研修を修了した**社会福祉士の会員が、福祉サービス第三者評価を実施します。**

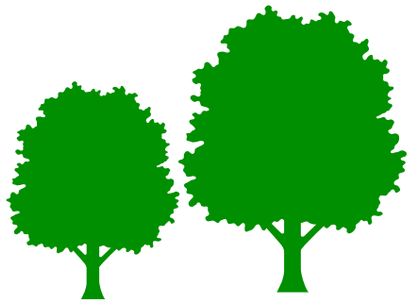

社会福祉法から見る第三者評価の位置づけ

～ 社会福祉法第78条～
社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するように努めなければならない。

- **第三者評価は、法人監査とは違います**。
- 受審する事業者様と評価機関が評価の過程を通じて福祉サービスの向上を目指すものです。
- 自己評価の着手から評価結果まで具体的な関わりを通じてお手伝いします。
- 第三者評価を申込みいただいて、すぐに評価をするというものではありません。
- 自己評価の進め方から評価結果の報告まで担当者が直接事業者様の状況をお伺いしながら進めさせていただきます。

福祉サービス第三者評価事業は、福祉サービス事業者の皆様と一緒にサービスの質の向上に取り組むものです。
また、評価結果を広く公表することにより、利用者の皆様方のサービス選択の一助ともなります。
※評価結果の公表は、事業者の同意により行います。

評価までの流れ

① お問合わせ（見積り）

② 事前説明 契約

③ 自己評価 利用者調査

④ 現地 訪問調査

⑤ 調査報告書（協議）

⑥ 調査結果 公表

【事業所様でご準備が必要】
＊事業案内など資料及び、経営層・職員の自己評価票のご提出

＊利用者（保護者）への説明

【事業所様でご準備が必要】
＊サービス種別毎に定められた手法(※)で「利用者調査」を実施

＊利用者調査票等、必要書類を当会へご返送

【事業所様でご準備が必要】
＊訪問調査で直接確認させていただきたい「自己評価の根拠となる文書等」を準備願います

＊職員にヒアリング